# 大阪市会委員会条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成30年3月27日

大阪市会議長 山 下 昌 彦 様

提出者

谷 庄 一 森 山 よしひさ 西 徳 人 角 広 田 和美 出雲輝英 岡崎 太 今 井 アツシ 飯田哲史 ホンダ リ エ 上 田 智 隆 淳 子 辻 太田 晶也 永 井 啓 介 川嶋広稔 黒 田 當士 杉 忠 裕 土岐恭生 进 義隆 田 山中智子 井上 浩

### 大阪市会委員会条例の一部を改正する条例

大阪市会委員会条例(昭和31年大阪市条例第28号)の一部を次のように改正する。 第2条第2項第6号中イを削り、ウをイとする。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### 説明

交通局の廃止に伴い、常任委員会の所管を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参照)

√ 傍線は削除 太字は改正

### 大阪市会委員会条例 (抄)

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

## 第2条 省 略

- 2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、区役所 の所管に属する事項のうち、財政総務委員会以外の常任委員会の所管にかかわるものに あっては、それぞれ当該常任委員会が所管するものとする。
  - (1)-(5) 省略
  - (6) 交通水道委員会 14人
    - ア省略
    - イ 交通局の所管に属する事項
    - <u>ウ</u> 省 略

イ

3 省略